

03 金融庁(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1029020	非接触型ICカードによる電子マネーを活用した地方自治体への寄付を可能にする規制緩和	<p>非接触型ICカードによる電子マネーを活用した地方自治体への寄付を可能にする、規制緩和。以下の項目のほか、事業の実現に必要なその他の規制緩和</p> <p>① Suica等電子マネーが該当する資金決済に関する法律第3条の前払式支払手段について、寄付(資金の移動)の用途に使用できるようにする。</p> <p>② 電子マネーを地方自治体等を対象とした公益性の高い寄付に使用する際に限り、同法第37条に規定する、資金移動業者への登録を免除する。</p> <p>③ ②の影響を受け、必要となる銀行法の規定の緩和</p>	<p>鎌倉市は、年間延べ2,300万人ともいわれる観光客が訪れるとともに、古都としての性格から、後世に残すべき文化財やみどりに恵まれた自然環境を豊富に抱える、特色ある都市である。</p> <p>このような特色の中、まちを形作る都市インフラや、保存すべき文化財等を約17万人の市民負担のみで適正に整備・維持管理することは、厳しい財政状況や施設の老朽化の中で限界となり、住民サービスをも圧迫しかねない、大きな課題となっている。</p> <p>このため、観光客も鎌倉のまちづくりの一員として捉え、訪れた際に、行政(鎌倉市)への一定の寄付を行っていただくことで、よりよい観光インフラ提供により観光都市としての価値を高めるとともに、後世に残すべき資産を適切に保持していくため、本事業に取り組んでいるところである。</p> <p>具体的には、観光客が実際に訪れる場所で、簡便な方法により寄付を可能とすることが本事業の大きなポイントであり、現在交通機関の利用に必須ともいえる、既存の非接触型の交通系ICカードによる電子マネーを活用することによりはじめて事業が実現する。この際に、寄付行為に電子マネーを用いることについて、法規制により実現が難しいことから、この緩和を求めるものである。</p> <p>既存の電子マネーを寄付に活用することについては、発行業者が資金移動業者に登録することで可能となることと理解をしているが、発行業者にとっては、自らの事業に必要性が無い中で資金移動業者への登録は過度の負担であり、現実性がない。このため、資金移動業者への登録といったハードルをなくすことが事業の成立には不可欠であると考えている。</p>	非接触型ICカードによる電子マネーを活用した地方自治体への小口寄付	鎌倉市	神奈川県	金融庁
1032060	地域通貨券の有効期限の要件緩和	地域通貨券の有効期限が6か月を超えると資金決済法の適用となるが、有効期限が1年間であっても適用外とする。	<p>&lt;背景&gt;</p> <p>「木の駅プロジェクト」※をはじめとした特定の地域でしか利用できない地域通貨制度を定着させることで、消費が外部に流れないようにして地域経済を活性化し、また、地域通貨制度を通じてコミュニティ醸成を図ることが重要である。</p> <p>※「木の駅プロジェクト」</p> <p>木材の集荷拠点となる「木の駅」に、山林に残った未利用材を集荷し、地元の温泉ポイラー等で使用するとともに、木材の買取の一部を地域通貨券で行うことで、木材の利用促進、エネルギーの地産地消に加えて、地域商店街の活性化を図る取組。</p> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <p>地域通貨券の有効期限が6か月を超えると、資金決済法の適用となり、年2回の定期報告書の提出義務や基準日(3月30日及び9月30日)未使用残高が1千万円以上となると1/2以上を供託しなければならないなど、管理運営が複雑になることや事務量が増加するため、ほとんどの地域通貨券が6か月以内となっている。</p> <p>このような中、地域通貨券の有効期限が1年間となると、利用者の利便性の向上が図られることや地域通貨券の印刷回数が減ることによる事務コストの削減が図られ、地域通貨発行主体の安定した事業展開が可能となり、地域通貨を通じた地域経済の活性化が期待される。</p>	農林水産業を基軸とした地方創生プロジェクト	熊本県	熊本県	金融庁